

雜 錄

産業組織の研究

北 林 惣 吉

(一)

株式市場の建株を通覽して、重なる産業品を摘記すれば、生絲、砂糖、紡績、麥酒、鐵鋼、紙、肥料、セメント、石油等なるべし、其他凡百の種類ありと雖も、生絲を除きては、世界に誇り得る産業品一もなし、否、事業其ものすら未だ以て確立せりと云ひ得ざるが如し、比較的進歩せるものとして僅かに紡績、砂糖、麥酒を數ふるも、尙世界的に客觀すれば、一小ブライタるの範圍を出でず、されど文明開化僅に五十年といふ勿れ、日本は正しく一等國なり、強兵のみの一等國は時代に錯誤す、軍備縮少、人類平和は、單に華府會議の席上のみの聲にあらざるなり、富國民福、然かもそは一國産業の確立に俟つの外なきなり、日本産業果して如何。

(二)

外國の産業經營は組織的なり、科學的なり、秩序的なり、我國の經營は自由競争的なり、孤立的なり、割據的なり、外國の産業は、經濟連系を旨とし共存共榮を主義とせり、而して經營の主眼は常に對外的なり、然るに我國の産業状態は排他的にして、一步も對内を出づるの餘裕なきものゝ如し、されば我國の産業界が、今日尙戦後の整理時代を脱せざるに反し、戦敗せる獨逸すら、戦捷國の英米佛に追從して、着々戦前の旺盛に復活しつつあるも、蓋し各國夫々の國內産業が生産經濟の原則即ち多量生産廉價販賣の二大主義を、共存共榮を主旨とする連絡集團の組織的經營方法によりて體得せるがためなるべし、斯くて一方一國文化の進運に追從し、他方國際市場爭奪の、對内と對外の二大販路の開拓に産業夫れ自らの使命あるを自覺せり、外國の企業者や經營者は、公私の利害を一致せしむることに苦心し、努力して、今日の安全に到達したる跡、歴然たるも、我れは未だ我利的にして島國的なり、國貧にして人蠻、孤立するも尙他を排して割據し得れば、即ち優者なりとの感強し、我産業界の振はざる又以て故なしとせず。

(三)

問者或は曰はん「割據何故に惡しきや、孤立何故に排すべきや、優勝劣敗は自然の數のみ」と、然り人間生れて赤裸一貫、向上熱昂騰すれば、自然優者たらんとするの野心亦強かるべし、然かも孤立無援、尙能く優者たる、眞に男子の本懐なるべしとか、然し時代は進歩せり社會は秩序立てり、世相は

萬目悉く科學なり、人間の生存に於て既に然り 況んや事業をや、企業をや、大資本、大量生産、原價低減、廉價多賣、利益均等は、正に時代の趨勢なり、割據主義、排他主義の島國根性が、事業心を混濁して、如何でか此大時代相の迎合に適ひ得べきや、茲に於て乎、即ち近代科學の齎らしたる合理的なる組織經營法の必要なる所以なりとす。

排他的なる自由放任の産業界を、其影より窺はゞ、幾多の不運なる敗者の骸と、不生産的に倒壊せる大なる資本あり、國家産業界にとりて果して幾千の損失ぞや、算盤弾けば、蓋し世人の驚倒する數字現はるべし。これ自由競争幻滅の悲哀なる、國家的に莫大なり損失の此數字を救ふの方法は、理想としては徹底せる連絡集團の經濟的組織、然らずんば、同業者中の最有力者の武斷的なる群小併呑に依る統一、此二途による外なきことを、本論を進むる前に此處に、大言明記して憚らざるものなり。

(四)

されど予の云ふ連絡集團とは、今日工業界隨所に見受くる何々同業會、何々聯合會等いふ生優しき類ひのものにあらず、混濁せる商界の渦中に身を置く予の眼よりすれば、何々同業會何々聯合會と行々しく發表せられたる名は、寧ろ自己冒瀆の代名詞か、然らずんば腰拔武士が徒らに武を衒ふためにナマクラ刀をガチャつかせる位にしか見えざるなり、因に予は販賣の經驗を得たる後購買の研究に移り、價格協定せりてふ品物の購買に當り、我國の同業會聯合會なるものゝ無權威にして、然かも無權威なるが當然なる事實を、日々に味ひたる者なることを此處に明かにし置くべし。

(五)

世界に於て、最も厖大にして、模範的なりと稱さるゝ米國鋼鐵コーポレーションも、其組織前に於ては、我國産業界の現情に彷彿たりしものなりしと見ゆ、

即ち十九世紀の半頃、ベツセマー製鐵法の發見より、鐵價著しく安價となり、全世界は舉げて此製鐵法を採用したる結果、鐵の需要俄然劇増し、鐵成金は翕然として隨處に起りたるも、鐵成金たらんとして製鐵業を企業する者亦簇出せり、其結果は、遂に生産の過剰となり、茲に激烈なる鐵競争を演ずるに至り、宏壯なる邸宅の昨日の主人公も、今日は職工賃金支拂のため、其所有物一切を入質せざるべからざる事態を生じたり、此時代に於て競争の弊害を除去するため、初めて製鐵業者は會合して販賣價格協定組合を組織し、

一、生産品を一定價格以下に賣却せざること。

二、生産品の一定分量以上を賣却せざること、

の二項を約定したるも、各自の立場及利益より見て、斯る約束が、何等の權威を有せざること、少しく商道の實際を知る者ならば、直ちに首肯し得る處なり、されば當時、鐵道軌條、鐵線、鐵軸、鐵板、建築材料、馬蹄、其他、一切の鐵製品に付き、皆同様の組合存在し、夫々相當の厳しき組合規約を有せしと雖も、組合員の精神に至りては、各自の間に相互信頼の念毫もなく、機會だにあらば、潛航艇式の利慾を擅にせんとするもの大部分なるが故に、馬鹿正直に組合規約を遵奉するもの程、益々

窮局に立つに至り、此處に組合存立の意義名實共に失はるゝに至れり。

一例に曰く、一鐵商が組合會議の行はれつゝありし建物の周圍に探偵員を配置して、價格協定の終るや、否や、其ものをして、偶然なるが如き態度にて窓口に接近せしめ、其刹那豫て躑し合したる方法により、協定價格を其者に傳へ、之れを受けたる販賣員は、直ちに市場に飛び行きて、其主人が先刻の會議にて同意せし協定價格以下にて鐵を賣却したりと。

二例に曰く、製造會社は、組合協定を楯として、協定價格の割引を表面頑固らしく拒絶するに拘はらず、代理商を通じて交渉する場合は、會社は易々として割引値段を承諾すと、但し此場合に於ける賣買契約書の表面價格は、組合協定價格以上なること勿論なり、而して割引額は、別途の覺書若しくは他に後日問題を惹き起さざる方法に於て、然るべく處理せられありと。

三例に曰く、有名なる彼のカーネギー氏の部下にして、老巧の誇り高きジョン・ステイブンソン氏は、嘗て針金價格協定組合にて決定したる鐵釘一樽一弗五十仙の協定價格を、自己の販賣業者に傳へんがため、會議の歸途、電信局に赴きたるに、折柄會議に列席したる同業者の一人あり、氏は同人の立ち去りたる後偶々同人が其取引先に打ちたる電報用紙を瞥見したるに、其文面には一樽一弗四十仙にて鐵釘一萬樽賣却すとありたりと。

ステイブンソン氏は「當時の鐵業者は、浮浪人の如きものにして、其同席せる組合員と雖も、心中互に嫉視反居せること敵の如し、何人と雖も製鐵所の門を潜らざるものは未だ製鐵業者の商略を想像する能はず」と喝破せり、故なるかな、故なるかな、我れ亦殷鑑遠からず、予は茲に於て乎、神戸の一小鈴木商店をして、一躍日本否世界的の大鈴木たらしめたる同店の専務取締役金子直吉氏の使用人觀を想記せざるを得ず、氏曰く「何時の世にありても、眞面目にして親切、而かも正直なる者は良きには相違なけれども、馬鹿正直にては使ひ難し、人は智恵ある正直ならざるべからず、唯に眞面目に勉強するのみにては、商人としては落第なり、殊に時代の風潮を理解する能力、新人を相手にして自己の立場を明かにし得る力ある人ならざるべからず、この考は予のみならず、商道に通曉する使用主ならば、誰れしも感ずる處なるべし」と、金子翁の眼識、正に我國商人道の現情を喝破して餘すなし、米國ステイブンソン氏の前言と比較し好箇の一對なりと信ず。

(六)

生か死か、米國の製鐵界は混亂せり、鋼鐵業者は永く不況に苦しめり、斯る時代に兎角擡頭し來るものは同業の合同問題なり、死して合同に生きるか、生きて死線に戦ふか組合の存在すら胸裏より脱却し去りたる同業者の中より眠れる獅子が、目醒めて吼ゆる如く、猛然として蹶ち組合組織なるものを一蹴し、充分な戰意を表明したるは、カーネギー氏なりカーネギー氏は、不況中にも、生産力の優越を常に念とし、又其優越なる地位を維持する唯一の手段として、生産高の増加てふことを、日夜忘れず、此目的達成のために氏は、己れ自身は勿論其部下及商敵を犠牲とするに毫も躊躇せず、其大見地に立ちたる氏は、常に全工場を運轉状態に置いて、徹底的の競争を念とせり、斯くて何人も抑ふ

る能はざる大勢力を製鐵界に扶殖することに努力せり、米國製鐵界今日の大コーポレーションの中樞人物はエルバート・エツチ・ゲーリー氏なれども、米國製鐵事業の根幹を堅めたる功勞者は、即ち斯界の大併呑を夢みたるカーネギー氏なり、競争激甚の結果、必然的に起る斯界安定策としての生産制限價格協定の聲を生きんがための弱者の悶えとして一笑に附し合同か、併呑か、然らずんば粉碎か、カーネギー氏は裸體一貫より叩き上げたる苦勞人だけありて、不徹底なる協定組合を齒牙にもかけず、猛然と震ひ蹶つが否や、製鐵界の實力統一を目標に、全米國斯界の支配權を掌中に收めて、一大帝王たらんと志すに至りたり、カーネギー氏の志望は、實に斯くの如く、堂々たる男性的徹底主義に於て表現せられたり、辛辣なるカーネギー氏の鋭鋒に當てられて、周章色を失へる狼狽者も數多かりし折柄倒産は國財の破損なりてふ見地に立ちし、エルバート・エツチ・ゲーリー氏なる救世主の出現を見るに至りたり、ゲーリー氏は、有力なる當時のフェデラル製鋼會社の社長にして、同社は又カーネギー製鋼會社の一大競争社たりしものなり。

カーネギー氏、ゲーリー氏も、共に際限なき野心家なりと、然れども其異なる處は、カーネギー氏は一大製鋼王國の帝王を夢みたるに反し、ゲーリー氏は一大鐵鋼共和國を建立せんと欲したり、此結果、カーネギー氏は製鋼業の支配權を統一して、自己の手中に掌握せんとしたるに反し、ゲーリー氏は、社會公衆の所有に等しき製鋼業を確立せんと欲したり、又カーネギー氏は、自國に於ける製鐵業が、過剰生産に陥りたる場合のみ、一時的窮餘の策として、海外市場に注目したるが、ゲーリー氏は之れに反して、米國産鐵の常設市場として、廣く世界に着眼せり、即ち一は併呑か粉碎、若し然らずとも絶對的優越權力者として、斯界の支配權のみにても掌握せんと志し、一は科學的に經濟組織の確立を期して、一齊に共存し共榮せんとする理想に生きんと志す二ツの有力なる思想、換言すれば、協定や妥協の無權威から、有意義にして永久的なる安定策を見出ださんとする結果の現はれしなり、不徹底極まる世間誤間化しの協定を唯一の本尊なりとする我國産業界の人達は、是非とも退いて靜かに味ふべきものなり。

(七)

ゲーリー氏の理想前記の如くなりしたため、自然ゲーリー氏としては、常に小規模分立の非を憂ひ、何等かの方法に於て經濟的の大同團結を實現して、完全なる分業を確立し、以て共力的大量製産主義の下に、英獨の先進國に當らざれば常に海外品の壓迫より脱がる能はず、爲めに斯業の進展を狭阻するに想到し、第一に説伏したるはモルガン氏なり、時恰もカーネギー氏は、老齡の故を以て自己の事業繼承者を適當なる方法に於て得んとする下心あり、社會事業と教育事業とに捧げんとするの希望あるを潜かに洞察したるゲーリー氏は、機を逸せず、直ちにモルガン氏を慫慂してカーネギー氏を誘ひ一夕晩饗の機會を作ることに於て、世界的コーポレーション出現の端緒を開拓し得たるなり、尤も事を此處に運ぶ迄には、ゲーリー氏としては、數ヶ月の苦心を要したりと雖も、要は同業者各自の最大目的たる、市況安定策の理想案に到達し、然かも斯業の發展上利多き經濟統一、共同組織分業確立

利益均等の大目的を有する理想案なるに着眼したる結果に外ならず。

今左に理想案なるコーポレーション組織の内容を概説すべし。

此米國コーポレーションは一言にして云へば、名ありて實なかりし協定組合を、資本合同の形式に於て、經濟的に連結せしめしものなり、即ちゲーリー氏の主張する方法は、參加會社の所有する有形財産及附屬する技術のみを合同し、各參加會社は、合同に提供するその財産の評価額に應じて、新コーポレーションの優先株を取得す、換言すれば、新コーポレーション優先株は確實なる具體的有形財産の背景を有する収益の源泉なり、然れども、有形財産の物的價值必らずしも収益の率に正比例せず、何となれば、工場の地の當否、技術の優劣、設備の良否等最も有力に収益の高低を左右すればなり、故に新コーポレーションは、之等の條件に對し、公平なる相當の評価を決定して、普通株を交付せり、斯くて參加會社は新コーポレーションの優先並に普通株の持株會社となり、參加會社の總利益金は其持株に應じて分配せられ、茲に名實共に確呼たるコーポレーションたるを得たりと、コーポレーションの組織せられしたため、參加會社は各自の其設備、技術につき互に有無を相通じ、又甲工場の製品を供給し、乙地の需要は、乙工場の製品を供給することによりて、昔日多額に負擔せし運賃を、反對に利益として、收得するに至れり、甲地要求の或種製品にして、若し甲地工場になかりしとせば乙地工場は直ちに轉充して、如何なる需要に對するも、電報一本を以て供給の途を拓き又、甲種商品の製造設備及技術に優れる工場は、全力をその製品に注ぎ、乙種商品の製造及技術に秀づる工場は亦全力をその製品に注がしむる方法に於て、コーポレーション存立の第一主義なる大量製産に因る原價低減の實現に努力せしめて、分業の確立を期し、以つて參加外會社及海外品の利益侵犯に備へたり、さればコーポレーション成立當時は、普通株五億弗は、(優先株十億弗合計十五億弗)純然たる水株なるを以て之れに對する配當は勿論其見積又過大なりとの世論を外に、着々其實績を收め、優先株と共に普通株亦悠々たる配當を得たりといふ、米國今日の鋼鐵年産額は、英獨の先進國を凌駕し、左の如き驚くべき數字に到達せり、之れ明らかに近世的經營法の成功を物語るものと云はざるべからず。

	銑	鐵	鋼	鐵	銑	鐵	鋼	鐵
	噸		噸		噸		噸	
亞米利加	39,500,000		44,400,000		590,000		738,000	
英吉利	7,360,000		8,480,000		492,000		935,000	
佛蘭西	5,000,000		4,750,000		450,000		200,000	
獨逸	4,000,000		5,000,000		375,000		不明	
白耳義	2,118,000		2,185,000		200,000		800,000	
ルクセンブルグ	1,350,000		1,117,000		335,000		482,000	
加奈陀	950,000		1,000,000		350,000		400,000	
日本	795,000		959,000		315,000		492,000	
					チエツクスロバキヤ			
					波蘭			
					印度			
					支那			
					伊太利			
					澳太利			
					瑞典			
					露西亞			

大正十二年末現在調査

因にコーポレーション成立當時の米國生産額は、世界にて第二位にありし英國の僅に、二倍に過ぎざりしに今日は右表の如く五倍強に達せしなり。

(八)

カーネギー氏の專制的壓倒主義に大なる脅威を感じつゝありし米國鋼鐵界が、ゲーリー氏の共存共榮主義に共鳴して、俄然秩序を整へて世界的に飛躍の鋒を轉ぜし事が、米國鋼鐵界今日の隆榮の源なりとせばコーポレーションは産業界の主要なる研究問題なり。

傾日來我國にも鋼材の製造業者と販賣業者とが相協力して、コーポレーションに準すべき共同販賣會社創立の計畫ありと聞くは、過般の事情より推して、それが各工場の有形の價値を根據とせる内容を有するなれば、そは明ある策と言はざるべからず。

我國も近代に至りて、産業組織に稍と目覺め、共存共榮の理想を夢みつゝある例、必ずしも絶無ならず、されど多くは名ばかりの形骸にして實なき二十年前の米國に於ける協定組合と軌を一にするもののみ、運輸業者の運賃同盟、保險業者の保險率協定、紡績業者の紡績聯合會、製紙業者の共同販賣所、麥酒醸造業者の懇談會、セメント業者のセメント聯合會、其他曰く何、曰く何と隨處に組合の散在を散見するも、内容は決して然かく嚴格なるものに非ず、經濟的に組織せられたる利益均等にあらざるが故に互に潛航艇式妙技に、熱中しつゝあるは言を俟たざるなり、口に平和人道を説き、暗に軍備の充實を圖れる今日の國際關係と何等選ぶ處なし、世界に非常なる英傑出で、カーネギー式に壓倒的に世界を威服するか、將又大仁者出で、眞の和平統一を完成するかに非ずんば世界に永遠の平和來らざるが如く、我國産業界に於ても第二第三の大カーネギー出づるか、將又第二第三の大ゲーリー出でざる限りは、小モルガン小カーネギーは動かし得ざるべし、従つて、産業界各方面の割據的競争は永遠に繼續せらるべしといふも過言ならざるを信ず。

殆んど罰則的に定められたる保險料にすら高低の差あり、紙、セメント其他凡百の商品をや然かも我れに未だ一人の覺醒者なし、不況に沈倫して尙嫉視反目すること宛然敵に對するが如し、敵壘と雖も一箇の落城は、即ち國家一資本の倒壊なり、内に相食み相戦ふ其猛勇を一團となすを得ば正に、偉大なる力を得るに足らん、惜しむべき哉。

(九)

雄大にして然かも秩序ある米國産業界の經營組織に學びて然るべしと思惟せらるゝ事業枚擧に違あらず、我國の合同論の如き各々其利害得失を異にし、資産状態又甚だしく異なるに拘はらず、株式を一對二とか二對三とか、いふ如き漠然たる數字を以て打つて一丸となさんとするは、甚だしき不徹底を免れず、而已ならず、純乎たる合同には、第一に評價の困難あり、第二に重役振當の難關あり、こは肩書と私利に戀々たる我國の重役といふ人達には、解決の容易ならざるものなり、されば寧ろ新資本團體なる大コーポレーションを組織して、米國鋼鐵業者のその如く、優先普通兩株の制に則りて、有形財産及無形價値の合同を劃し、既存會社は夫と名義上に存在することゝなせば、會社現在の負債及積立金、並に社内保留金等は何等合同上の條件又は支障とならざるを以て、仕事は頗る容易なりと信ぜらるべし、斯くすれば、單純に評價し得て第一の難關もなく、椅子に戀々たる重役諸公も安

んじて其地位を保ち、僅かに新コーポレーションへ一二の代表者を送るを以て足るべくして、第二の難關も何等の支障を感じざるべし。

顧みて我産業界の前途眞に多事多忙と云はざるべからず、朝野心を一にして、振興挽回の方途に出でざるべからざる窮態にありながら、産業界の組織は、依然として過渡期の舊態を持し、辛ふじて惰性に餘命を縛り、世界は科學的の目覺ましき進軍喇叭に旗鼓を鳴らせり、三思すれば轉た哀愁の感切なり。(以下略)

第五十一帝國議會に於ける製鐵問答 (其三)

關稅定率法改正委員長加藤政之助君 (委員會の報告の一部)(前略)次には鐵の問題であります、此の鐵の關稅を引上げて、鐵の自給自足を圖ると云ふ事は國家重要の問題であるが併し今日銑鐵の日本に參る所の輸出國は何所であるかと云へば、印度である而して印度とは綿絲布の關係に於て、我國の輸出先である、此所に銑鐵に對して關稅を引上げると云ふ事は甚だ面白くない譯である、故に此銑鐵及鋼材に對しては、政府は別に助成法を設けて、銑鐵から鋼鐵に至る迄の製鐵業を繼續してやると云ふ工場に對しては、相當の補助を與へてさうして、鐵の自給自足を圖ると云ふ目的である斯う云ふ事を説明せられたのであります(下略)

堀切善兵衛君 (前略)特に一言致さざるを得ないのは即ち鐵の問題である、製鐵事業は有ゆる産業の根本を成す。或は造船事業、鐵道事業、或は建築事業、有ゆる工業の基礎を成すをものは實に製鐵事業であります、一國に於ける産業の發達して居るかどうかと云ふ事は、實に其國の製鐵事業に依つて之れを卜知する事が出来る如き有様である況や一旦緩急あれば一國の運命は實に此製鐵事業に依つて左右せられると申しても差支ないのであります(拍手)此間の歐羅巴の大戦争の有様を見ますと、どうであるか、あの戦争に参加した英、米、獨、佛、諸國の兵隊は一年間に約千噸の鋼鐵を使つたと云ふ事を、日本の或る學者が計算致したのであります、實際は日本の兵器は左様に進んで居りませぬから、左様に多額の鋼鐵を使用する事は出来ないかも知れませぬ、兎に角、あの戦争等の關係等を考へて見ても、製鐵事業が一番盛んであつた國が、一番強いのであります、獨乙は歐羅巴では一番製鐵事業が盛んで強かつた、此獨乙を佛蘭西も、伊太利も、英吉利、も抑へ付ける事が出来ませぬけれども、最後に亞米利加合衆國が出て行つて、獨乙に對して止めを刺した、亞米利加は獨乙以上に、全く世界第一に鐵の生産が進んで居つた國である、斯様に重要な産業でありますから、我國に於ても昔より此業に對しましては、官民共に注意を拂つたのであります、日清戦争後間もなく其の償金の一部分を以て、政府は例の八幡の製鐵所を始め漸次擴張致して、今日に於きましては政府に於て投じたる金は一億數千萬圓に達して居る、又戦争中に鐵の需要が非常に多かつた爲めに、鐵の事業が國內に勃興し大正十二三年頃には製鐵事業の爲に日本の國內に投ぜられた官民兩方の資本額は、四億六千萬圓を超して居るのであります、所が是れが歐洲戦争後歐洲一歐米競争に遇つて、或は破産に瀕する者あり、然らざるものは經營頗る困難である、何とかして此問題を解決しなければいかぬと云ふので出来まし

た者が、今日迄で二つある即ち、原内閣時代に出来た財政經濟調査會の一部分として、鐵の事業を調査せしめたもの、ソレから三派聯立内閣の當時高橋農商務大臣が主となつて此の問題を研究せられ、朝野の斯界の「オーソリテイ」を集めて製鐵調査會と云ふものを組織せしめたのであります、其答申はどうであるか色々の點の意見もありましたが歸する所は我國に於ては製鐵事業の更に基礎となります所の銑鐵に對して、約一割の税を掛けて貰はなければならぬと云ふのが原内閣時代、財政經濟調査會の議論の一致したる所である、又高橋農商務大臣時代に出来ました製鐵鋼調査會に於きましても輸入銑鐵に對して、相當の課税をなさなければならぬと云ふ答申を致して居るのであります是等の答申に鑑みられて銑鐵に對して、相當の關税を掛けなければならぬと云ふ事は我國の朝野の輿論なりと申して差支ないのであります(拍手)サレバ今回片岡商工大臣に於かれましても、此關税の審議に際し、銑鐵に課税する案を立てられて、銑鐵一噸に付き七圓の税を掛ける案を立て鋼鐵其他のものに付ては之を標準として、税率を盛られて調査會の議に付せられたのであります、所が其研究の最中に印度方面よりの反對運動があつたが爲めに、即ち今日日本に輸入せらるゝ銑鐵は印度から大分這入つて來る、其銑鐵に日本が課税すれば印度では日本から送る綿絲布に對して税を掛けると言つて運動をして騒いで居ると云ふのが元となつて、先づ外務大臣の腰が碎け、續いて商工大臣も折角の案を抛つて之に屈服してしまふと云ふ事は返す返すも残念千萬なりと申すより外ないのである、此銑鐵課税の初めの案を抛つて、商工大臣は關税を掛ける代りに其對案として所謂製鐵事業の獎勵法を改正し様、其案を掲出せられると云ふ事でありまして、吾々は商工大臣が銑鐵に關税を掛けなかつた代りに、製鐵獎勵案を御出しになると云ふから、今日御出しになるか、明日御出しになるかと、其の獎勵法の出るのを鶴首して待つて居たのであります、遂に今日迄御出しにならなかつた、是れは色々御都合もありません、今調査中だ、隨つて案を示す事が出来ないから、大體の趣旨だけ御話申す、斯様な趣意で大體の趣意は吾々も承つたのであります、初め是れは秘密會で御話になつた、秘密會に關した問題を私は此處に申し上げる事を好みませぬ、加藤委員長から先程之に御觸れになつた事もどう云ふものであらうかと考へるが、委員長が既に範を御示しになつた以上は、差支ないだけは宜からうと思ひますが、此獎勵法に依ると、銑鐵に對して僅かに3圓の保護を與へる、政府で關税を幾らか掛け様と云つて、7圓の案を御出しになつて置きながら、今回は獎勵法を御出しになつて僅か3圓と云ふ事であつてはどう云ふものか左様に僅な獎勵金に依つて日本の製鐵が果して豫期の如く發達する事が出来るか、鋼鐵にはもつと餘計に遣る、左様な精神でありますけれども、銑鐵として鑄物用其他に日本で使つてしまふ銑鐵は約40萬噸ある、此40萬噸の銑鐵に對して僅に3圓の獎勵金で果して其目的を達し得るや否や、甚だ吾々は之を危まなければならぬのであります、又獎勵金でやれば此獎勵金の利益を受ける者は僅に2、3の大會社に止まるのであります、規模の上にも相當の制限があり、産出能力の上に相當の制限があります、爲に到底一般製鐵業者が此恩恵に浴する事は不可能であります、又諸外國で關税に依つて保護して居る國と斯くの如き獎勵法に依つて獎勵して居る國とを較べて見ますと云ふと何處の國で

も關稅の上に自主權を持つて居るものは關稅に依つて之を保護して居る、獎勵法などに依つて胡麻化して居る所は、彼の英吉利の植民地加奈陀が、歐羅巴本國其他に對する氣兼ねから關稅を高く掛ける事は出来ないから、已むを得ず此様な事をやつて居る、何を苦んで斯様な眞似をする必要がありませう、又私共只今申し上げ上ました關稅自主權の確立、斯様な點から申しまして、今回此案を抛たれたと云ふ事を甚だ遺憾に思はざるを得ないのであります、即ち日本の關稅權は明治初年に於ては恰も今日の支那同様、歐米先進國より關稅の上に束縛を加へられて、最初は僅に5分以上掛けてはいけない其れは其後1割になつて、其れ以上掛ける事は出来なかつたのであります、漸く日清戰爭、日露戰爭を経て茲に始めて相當對等の通商條約を締結する事が出来る様になつた、併しながら43年あの當時の關稅改正に際しまして、我政府は英吉利方面の交渉に依り、英吉利から入つて來る鐵及綿製品に對し著しく片務的の稅率を協定し其代り日本より英吉利に參ります絹物等に關し、今日までの如く將來に於ても英吉利は課稅せざるべしと云ふ公約を取つて茲に再び片務協定を致したのである、其當時今日關稅の委員長をして居られた所の片岡君の如きは大に憤慨し、外務省の軟弱外交を攻撃し、外務大臣小村侯は英吉利の人氣を恐れ大金を拂つて買ひ取つたものであると云ふ演説をして居る事は、私共尙ほ記憶に新たなる所である、片岡君當年の意氣ありや否や疑はざるを得ないのである、殊にあの當年と今日とを比較すればどうであります、今回は英吉利から交渉があつたのでも何んでもない、又印度政府は我國が印度から輸入する銑鐵に稅を課けなければ、印度方面に日本から輸出する綿製品に稅を課けないと云ふ言質があつた譯でも何んでもない、唯印度が騒いで居る、厄介であるおつかないと云ふので外務大臣は先づ逃足を張られたと云ふ事は、何たる醜態であると謂はなければならぬ、支那は今日でも關稅の自主權の上に束縛を加へられ、之れに憤慨し、最近關稅の改正を企てられた、近き將來に或程度まで成功を見るに至らんと云ふ事は、私共新聞で承知する所である、其支那の外交家に對し日本の外務當局は遜色なきや、否や疑はざるを得ないのであります、支那の外交家の方は遙に腕が優つて居るのではないかと吾々は疑はざるを得ない、又今日既に此關稅を擲つて獎勵法を設けると云ふ事は議會でも討論せられ居るが、印度及英吉利の新聞雜誌等は慥に之を轉載するであらう、然らば日本の商工大臣が關稅を課する事の出来なかつた代りに其獎勵法を出し事實に於ては矢張或程度まで印度の銑鐵を阻害する考へであるさうすれば印度なり、英吉利の政府は日本の遣方は所謂頭隠して尻隠さずと謂ふのでありませう、斯様の事を遣るからして、日本人の信用が世界に失墜する原因にもなると吾々は考へて居るのであります、何を苦しんで左様な姑息の手段を取るか、銑鐵或は鋼鐵の課稅に對しては英米獨佛の先進國も、實に眼の球の飛び出る程高い關稅を掛けて今日まで保護し來つたのである、亞米利加は7割5分の高い稅を鋼鐵に掛けて居るのであります、此際4割5分は普通だ、斯う云ふ高い稅を掛けて、保護して立派な一人前の男になれば段々之を下げて來るのであります、關稅に依つて鋼鐵事業を保護すると云ふ事は、世界列強何れの國でも之れをやつて來たのである、況や銑鐵に對し1割前後の關稅は何であります、之を掛けて困ると騒いで居る印度さへ、最近に至るまで1割の關稅を掛けて

居つたのである、我國でも此程度の關稅を掛けると云ふに何の憚る所がある、吾々は將に世界の公道の眞中を正々堂々と歩まなければならぬと云ふ事を主張するのである頭隠して尻隠さず、左様な事は吾々は甚だ好まざる所英人の言葉にも正直は最善の政策なりと云ふ、吾々は正直に大膽に國家産業の發達の爲めに、此關稅の常道を進むべしと云ふ事を提唱し此意味に於て銑鐵の關稅をば初め商工省で御出しになつた1噸7圓の稅を銑鐵に對し課稅すべく、之を標準として其他の鋼鐵に對し其れ其れ稅率を上げたと云ふ様な次第であります（下略）

田中隆三君（前略）此際最後に一言附加へて置きます事は鐵に關する事でありす殊に堀切君も熱心に此問題に付き御説明になりまして、大體の御趣旨に於ては私共も同感であります併ながら此鐵の事に致しましては既にそれぞれ御推察も御座います如く、兎も角態と推察と申しました、秘密會を開いて皆さんが御相談になつた事である、私はそれを推察と云ふ言葉を以て言ひ現はしたのであります、兎も角も根本義に於ては政府に於ても、吾々に於ても、必ず此鐵の獨立、我國の爲めに鐵業の獨立を圖らなければならぬ、又今日の程度に於て凡そどの位の程度の補助をすれば、獨立の目的を達する事が出来るかと云ふ大體の趣旨に於ては意見は一致して居るのであります唯々此際此暫定的に一暫く稅は此儘にして置いて別に補助の方法に依つて其道を盡したい斯う云ふ事であります、而して其補助の金額は所謂銑鐵1噸7圓と云ふ價格に當らぬと云ふ事の御非難もありましたが、此補助法は更に此議會に提出せられまして、諸君の御審議に待つのでありますから、若しも其の補助法の率が少いか或は補助の方法に手落があると云ふ事であります、充分に吾々の議員としての力を其の議案の上に伸ばすべき機會がありますから、此現はれざる法案に付て、彼此れの議論を圖はず事は無用の事と存じます、私の意見は之を以て終りと致します。

貴族院に上提の關稅改正法案中鐵鋼に關する問答

國務大臣（濱口雄幸君）關稅定率法中改正法律案掲出の理由大體の説明あり

質問者子爵大河内正敏君 私は關稅定率法中改正法律案に付きまして大藏大臣に質問を致したいと思ふのであります、唯今大藏大臣の御説明に依りまして、此改正法律案が長い時期を要し多くの人々に依つて充分論議せられ、慎重なる審議の上に御提出になつたと云ふ事を伺つたのであります、併しながら一面から見ますと云ふと、斯の如き改正法案は尙ほもつと早い時期に於て提出せられなければならなかつたと思ふのであります、御承知の通り歐羅巴の大戦以後各國とも此關稅政策に對する熱心なる討議審議の結果、總てが殆ど關稅を變へて居るのであります、或る物は保護……極端なる保護を試み或る物は又思切つた關稅の低下を試みて居るのであります、日本の關稅は今御話の如く明治43年に改正せられて以來、多少部分的の改正はありましたが、其れが今日迄放置せられて居つたと云ふ事は、如何にも残念な事であると思ふのであります、殊に日本の如き産業の充分發達しない國に於ては、何故此問題に付てはもつと早く注意せられなかつたであらうか、政府部内に於て有數なる人々が集つて委員會を組織せられて審議せられたと云ふ事は、洵に感謝する所であります、其結果が餘りに遅いの

であるまいか、此點に付いて今回提出せられたと云ふ事に付ては無論異議のない事ではありますが、今後何等かの御方針があるんでありませうか、場合に依つては、もつと簡單にもつと早く適切なる施設をしませぬならば、爲替關係其他に依りまして、折角改正をしましても、何等實際の効果を擧げ得ないと云ふ事が多いのであります、衆議院に於て質問に對しては、或は關稅審査の委員を新しく設立せられ、常に此問題に對して注意を拂ひ、調査をする、審議をする機關を設けると云ふ様な御話であります、此點に就ては尙委しく伺ひ度いと思ふ、場合に依ると云ふと、斯の如き機關は一層關稅問題に對する障礙となる場合があるのであります、政府部内に於てのみの委員會に於ても弊害があると思ひますが、同時に又他方面の人が集つて徒らに論議を重ねると云ふ事は、關稅問題に於て好ましくない結果を起す虞れがあると考へるのでありますから、此點は頗る慎重なる考慮を要する點と思ひます爲めに、先づ今後の方針に付て伺ひ度いと思ひます、第二には今度の改正に對しては、一面に於て簡單に申すならば、社會政策を加味して居る、一面に於ては産業政策を加味して居ると云ふ御説明でありました、無論此細目に付て見ますならば、唯今の御説明は誠にさうであると云ふ事を首肯するのであります、關稅政策に對して、此社會政策を加味すると云ふ事は、極簡単な事でありませんが、産業政策を加味すると云ふ事は、頗る六ヶ敷い問題である、動ともすると、産業保護が過重に流れまして、消費者を徒らに苦しめると云ふ事になる、又或る場合には關稅を引上げて産業に對して殆ど効果がない、産業保護の目的を達することが出來ずして、只消費者を苦めると云ふ丈けに止まるのであります、故に社會政策を關稅政策に加味すると云ふ事は、是れは比較的容易な事であるけれども、産業政策と云ふ問題になると云ふと、餘程困難な事柄であると思ふのであります、其一つの例としまして最も私の今度の改正案中残念に思ふ事柄は鐵の關稅問題であります、今度の改正案に對しては、鋼の稅を3分上げて居られるのであります、1割5分の從價稅でありましたものを、1割8分に改正せられて居るのであります、先づ此鋼の稅と云ふ問題に對して考慮して見ますならば、1割5分のものを何故に1割8分に上げるのであるか、無論是は製鐵業の保護、鋼製造に對する保護が加味せられて居ると見なければならぬ、さうでなければ上げると云ふ事は無意味であります、所が3分の引上げを以て、製鐵業が果して保護せられるかどうかと云ふ事を考へるならば、何人も斯くの如き稅では保護する事が困難であると云ふ考を持つてありませう、今日の爲替の變動は關稅の3分や4分とは殆ど比較にならない變動を致して居るのであります、故に今日是れが1割8分に引上げられましても、殆ど産業の保護にならない、只消費者を苦める丈であります、御承知の通り今日鋼の需要が最も盛んになつて來て居る時代である、建築事業に對しても、造船事業に對しても、或は電力、水力電氣の所謂送電の問題に付きましても、一番打撃を被るのは是等のものでありまして、直接國民の生活に關係して來るのである、それが引上げに依つて保護の目的を達せらるれば宜しいのであります、今申した如く殆ど是れは中途半端の引上であつて、果して其目的を達するや否や頗る疑ひなきを得ないのであります、殊に鉄鐵の稅に對しては現行法を其儘用ゐられて居る、引上げをされないの

あります、動ともすると、鉄鐵なるものは原料である、鋼を作る一つの材料である、工業原料であるかの如き感を持たるゝ爲めに、從來常に此鉄鐵に對して日本は最も低い税を取つたのであります、併しながら其れは昔の製鐵業である、今日の製鐵業は鉄鐵其ものが最も重要な産物であると共に、鉄鐵の製造に際して出て來ます所の副産物が、今日の化學工業、總ての化學工業の基礎を成して居るのであります、即ち鉄鐵が國內に於て製造せられ、若しくは其附近に於て製造せられない限りは化學工業、殆ど是れと縁のないかの如く思はれて居る化學工業が、全く發達致して來ないのであります、今度關稅案に於て染料工業の保護が企てられて居る、染料工業に對して保護せらるゝのであります、此染料工業は何を土臺にして出來て居るかと云ふと、鉄鐵を造る……鉄鐵の製造を土臺にして初めて染料が成立つのであります、一方に於て染料工業を保護して居ながら、其土臺と成る鉄鐵に對しては全く顧みて居られないのであります、寧ろ鋼の方が工業の原料と申して宜しい、造船業機械工業其他の原料と申して差支ないのであり、原料に對する關稅の引上げが行はれて肝腎の製産物に對する關稅が、其儘に据置かれて居るのである、是は衆議院の質問に依りますると、助成金を支出せられると云ふ企のやうであります、是も誠に結構な事ではありますが、不幸にして此種の助成金、鉄鐵の製造に對する助成金なるものは、各國總て失敗に終つて居るのである、例へば「オーストラリア」、濠洲に於ても鉄鐵1噸當り某と云ふ補助を出して數年、數10年來保護して居るに不拘、依然として濠洲製鐵業は發達して参りませぬ、御承知の通り鑛石に於て豊富な鑛量を持つて居り、石炭や其他の點に於て製鐵國として何一つ不足して居らない「オーストラリア」、ソコでも助成金に依つては製鐵業を盛んにする事が出來ないのである、新西蘭でもさうであります、伯刺西爾でもさうである、英領加奈陀の如きも最も其の著しい例でありまして、是れが30年來助成金を出して居るにも拘らず、今日尙、加奈陀の製鐵業は微々として振はないのである、私は其原因に付て今日申し述べる事は略し度いと考へますが、實績に於て斯の如き助成政策、保護政策なるものは失敗して居るのであります、其れに反して關稅政策を以て保護したる國は、悉く製鐵事業は勃興して居る、例へば亞米利加の如きさうである、今日世界第一の製鐵國、1ヶ年5000萬噸の鐵を造ると云ふ世界第一の製鐵國が會て鉄鐵に對して1噸12弗の重税を課し、鋼に對しては22弗の重税を課して、初めてあの製鐵業が成立つたのであります、第二の製鐵國である獨逸も矢張り同様に鉄鐵に對しては、20馬克以上の税を課した事がある、第三の製鐵國である英吉利に至つては、殆ど言語道斷である、鐵の輸入禁止を行つて而して僅に製鐵業が起る、更に重税を課して今日の製鐵業が發達いたして居るのであります、世界の製鐵國と云ふものは總て關稅政策に於てのみ成功をして居ると云ふ茲に事實が一つあり、助成金を出した國は何時までも成功しないと云ふ茲に事實がある所に、又日本に於て助成金問題が出て來たと云ふ事は頗る残念な事と私は考へるのであります、故に助成金を出すとしますならば、非常な犠牲を拂ふ覺悟がなければならぬ、餘程の多額の金を注ぎ込まなければ製鐵事業と云ふものは盛んにならないのであります、此助成問題に對して大藏大臣は、どの點まで犠牲を拂はれる御考へはありますかどうか、此

點も併せて伺ひ度いのであります。私は衆議院の質問應答に依りまして、銑鐵の關稅を引上げぬ事の已むを得ない事情あると云ふ事は充分了承して居るのであります、併しながら一面に於て、日本に於ては眞面目に製鐵業を起す意思があるのであるか、國策として實行する丈の決心があるかどうか、此問題を先に決定しなければならぬと思ひます、苟くも國策として之を實行して行くと云ふ考へであるならば、相當の障害、是は忍ばなければならぬ多少の犠牲は拂はなければならぬ、他の産業が一部に於て大なる販路を有つて居ると云ふ事は、之れは必要な事柄でありますけれども、國策として定めた以上は是は忍ばなければならぬ問題であると、私は考へるのであります、併しそれも忍ぶ能はずと云ふ事情がありますならば、一面に於て、助成問題に對して、今の保護獎勵の問題に對して、餘程の犠牲を拂ふ決心が大藏省にない以上は、結局、今度の改正案に於て鋼の稅が3分引上げ、銑鐵に對して保護を致しましても、日本の製鐵事業は依然として振はない、唯、消費者を苦しめるに止まると云ふ結果になりはしないかと云ふ事を惧れるのであります、此點に付て質問を致すのであります。

國務大臣 (濱口雄幸君 應答略)

國務大臣 (片岡直溫君) 唯今の大河内子爵よりの御質問のござりました製鐵獎勵法に關しまする大要は、私より一應申上げて置きたいと存じます、如何にも銑鐵其もの、製造より致しませぬければ、染料の……染料工業の必要なる材料を得難い事は仰せの通りであります、然るに我國の現在に於ける製鐵所の狀況を見ますに、歐洲大戰の砌りに於て、極めて早急に施設を致しました事が原因でも御座りますが、總ての工場の設備其のものが、首尾一貫を致して居らぬ點が多いのであります、是れが爲めに子爵の御仰せられました様に、副産物を遺漏なく拾收して行くと云ふ事に缺點が多いのであります、又生産費を節約致しまする上に於きましても、其設備不備の點が少くないのであります、茲に於て礦石よりも出發して鋼材に至る迄一貫したる處の施設を促す事が、仰の中に御座いました、副産物を得る上に於きましても、又生産費節約即ち銑鐵を拵へまする間に起る瓦斯を利用して他の方面の熱を得るが如き、生産費を節約せしむる方法の上から申しましても、一貫したる目的を達する様の施設を促す事に致し度いと考へたので御座います、茲に於て四圍の事情も御座いまするし、旁々獎勵法を改正致しまして、是に依つて銑鐵に對する關稅を引上げませぬでも、製鐵國策の上に於て目的を達する事が出來ると信じまして、其獎勵改正法なるものは閣議の決定を経まして既に提出致したので御座います、其詳細なる點に於きましては、其改正法が議題に上りました時に相當の説明も致しませうし、御意見も伺ふ事に致し度いと存じます、而して政府が此獎勵金の上に非常な覺悟を有するにあらざれば目的を達し難いと云ふ御趣旨を以て、御述べに相なつたので御座いまするが、是れは獎勵法の目的として、其事業其ものが段々發展を致しまするに従つて、其法條の命ずる所に依つて支出をする必要の起るもので御座います、大正15年度に於きましては、約100萬圓位のものであらうと存じて居ります、併しながら製鐵事業其者が、前段申上げました趣旨に向つて施設を加へて行くと同時に、製

品を増すと云ふ事に相成ますれば、從て其増加を來すと云ふ事は自然の勢であると存じて居ります、斯の如く支出を要する金が増加すると云ふ事に從つて、製鐵國策其のものゝ目的を達せられる事に相成ると信じて居るのであります、尙詳細の事に至りましては、關稅委員會に於て、若しくは獎勵法の議題に上りました後に於て詳細申上げる事に致し度いと存じます、大要を申上げて置きます。

子爵大河内正敏君 唯今の獎勵法の問題であります、私の大藏大臣に申しましたのは、從來各國で採りました獎勵政策、補助金の政策と云ふものが殆ど全部失敗に終つて居るものでありますから、又日本が國策として此鉄鐵に對して獎勵金を交付すると云ふ事になると、唯今御話の如く、初年度は僅か100萬圓であります、是れは後になつて段々えらい金高に上りはしないかと云ふ事を慮れるのであります、之に對して充分の御覺悟が必要ありはしないかと云ふ事を申すのであります、例へば染料會社の保護の實績を見ましても、明らかな事でありまして始めは僅かの助成金を出しますならば其事業は成功するが如く考へられて居つたのであります、遂に國家は1000數萬圓の助成金を出し、而して今日果して永續し得るや否や、多少疑問を挾まなければならぬと云ふ状態に成つて居るのでありますから、此製鐵問題も動もすると其慮れがある、各國に於て失敗した經歷を見ましても、其慮れがある事を申述べて、國策として實行せられるには餘程の決心がなければ、是は何時の間にか深みに入つて行くと云ふ事を申述べたのであります、併し唯今御話の通り、此問題は獎勵法が出ました時に御答を得ましてもそれで宜しう御座います。

特許公報拔萃

金屬面色彩法

大正15年特許出願公告第7660號 第161類 12類 12類 雜 出願人發明者 宮永可一
 發明の性質及目的の要領 本發明は「セルロイド」を「アセトン」及「アミール」に溶解し亞鉛化澱粉、金粉又染料を混入したる溶液中に金屬製品を浸漬し自然流下により塗着し熱乾燥をなしたる後「アミール」蒸汽を觸れしむる金屬面の色彩法に關し其の目的とする處は金屬の表面に任意の色彩を施し而も美麗なる光澤を發し表面平滑にして容易に剝脱せざる簡單なる方法を得んとするにあり。

特許請求の範圍 本文に詳記したる如く「セルロイド」「アセトン」「アミール」亞鉛化澱粉の混合溶液中に金屬製品を浸漬し之れを引き揚げ乾燥する下塗り工程と「セルロイド」「アセトン」「アミール」金粉又は銀粉染料を混合したる溶液中に浸漬し之れを引揚げ加熱乾燥する上塗り工程と其の表面に「アミール」蒸汽を接觸せしむる仕上工程との結合を特徴とする金屬面色彩方法。

「アルミニウム」及び其合金に鍍金する方法

大正15年特許出願公告第7779號 第147類 10 電氣鍍金
 出願人發明者 菅原善治 出願人 湯口善一郎
 發明の性質及目的の要領 本發明は「アルミニウム」及其合金に鐵「ニッケル」亞鉛、銅其他の金屬の鍍金を行ふに當り其電解液を必らず酸性又は中性に保ち初期に強電流を通じ且つ被鍍金物を振動せ

しむるか或は電解液を烈しく攪拌する工程と後ち電流を弱めて普通鍍金法と同様に靜止状態に於て鍍金をする工程の結合を特徴とする鍍金方法に係り其目的とする所は被鍍金の酸化を防止し緻密強堅の鍍層を得せしむるに在り。

特許請求の範圍 前記の目的を以て本文に詳記する如く「アルミニウム」及其合金に鐵「ニッケル」亜鉛、銅其他の鍍金を行ふに當り其電解液を酸性又は中性を保ち初期に強電流を通じ且つ被鍍金物を振動せしむるか或は電解液を烈しく攪拌する工程と後ち電流を弱めて普通鍍金法と同様に靜止状態に於て鍍金する工程の結合を特徴とする鍍金方法。

英國首相の鐵鋼業保護不許可聲明 (海外商報大正十五年二月十六日大正十四年十二月二十四日 附在リヴァプール玉木領事報告)

英國首相ボルドウキン氏は 12 月 21 日議會に於て政府は英國鐵鋼業を保護せざる事に決定せる旨を聲明せるが首相の演説大要は曩に商務院に提出せられたる産業保護法に依る鐵鋼業保護に關する請願は政府官吏より成る委員會に於て調査中なりしが右委員會報告は最近内閣に回付せられたり右委員會は長時日に亘り詳細に本件を考究し鐵鋼業及關係産業に従事する雇主側及従業員側双方より多數の證人を喚問し其口述を聴取したるが此結果斯業の重大なる現状を明にするを得たり即ち外國競争の壓迫は長時間の労働及低廉なる賃金及爲替の激落と相俟て當業者に甚大なる影響を與へたり若し政府が鐵鋼業のみとして單獨に考慮し得たりとすれば本件は完全に保護の條件を具備すと認むるを得べし然れども調査の進行するに伴ひ斯種大規模の基本産業の保護は其影響する處極めて甚大なるものあり之が保護は吾人が總選舉に際して一般輸入税に關して爲せる宣言と矛盾するに到る事明となれり故に目下の諸事情を考慮し吾人は本請願は之れを不許可とするに決定したり尤も政府は今後も斯業に對して周密なる觀察を怠らず他の方案にして適當なるものあらば依て以て斯業の繁榮を計る處あらんとす吾人は最近決定を見たる東阿弗利加鐵道建設擴張等が斯業に好影響を齎らすべきを希望して已ます尙同種の計畫にして目下政府の考慮中に屬するものあり而して本件は右聲明を以て過去半箇年に亘りて英國産業界の大問題の一なりし鐵鋼業保護即ち輸入税賦課は遂に政府の不許可決定を見るに至れる次第なり然れども右輸入税賦課を別問題として見れば其の解決は將來に残されたる大問題と云ふべく今後も引續き此種の議論を見るべきものと想像せらる今斯業の現状を明にする爲最近行はれたる本件賛否多數者の主張を綜合するに保護論者の主張は

(イ) 直接鐵鋼業に従事する人員は 25 萬人を超へ關係産業を含む時は此數倍に昇るに登録労働者の 25% は失業状態に在り。

(ロ) 482 箇の銻鑛爐中現に作業しつゝあるは 136 箇に過ぎず 1925 年の生産額は 1913 年に比し鉄鐵は 66% 鋼は 96% に過ぎず生産能力設備は 1913 年に比して 50% 増加せり。

(ハ) 鐵鑛輸入額は 1924 年 250 萬噸に昇りたるが 1925 年は 275 萬噸に達する計算なり輸入の 10% を増加せるに反し輸出は 10% を減じたり。

(=) 鐵鋼の粗製條塊 100 萬噸を英國産鑛石及石炭より生産せば直接間接に 1 ケ年 4 萬人に職を與ふるを得る計算なるを以て若し 1924 年の輸入額 250 萬噸が英國に於て生産せられたりとすれば 10 萬人に對して職を與ふるを得べし。

(ホ) 一週 48 時間賃金の比較と英國 61 志 白耳義 33 志 6 片 獨逸 32 志 6 片 佛國 24 志 6 片 (爲替 124 法) なり。

(へ) 60%の作業を爲し居る此基本産業を保護するは當然にして輸入税賦課せらるれば 60% は忽ち 85% に増進せん。

又反對論者の主張は

(イ) 鐵鋼輸入税を效果あるものたらしめるには禁止税に等しき重税なるを要す斯種重税は生産費を高め賣値を増加せしむるは明かにして斯の如きは輸出を生命とする斯業の衰微を招き失業増加せしむる事となる。

(ロ) 一例を亞鉛板に取るに亞鉛板のみにてても現在生産高の 80% は輸出せられ 1925 年は約 70 萬噸、價額 1.100 萬磅を輸出したるが内地消費は 11 萬噸、200 萬磅に過ぎず。

(ハ) 鐵鋼輸入の 60% は銑鐵其他の半製品なるを以て若し英國か之に禁止税を賦課せば外國の半製品製造業者は勢完成品の生産に努力し海外市場に於て完成品の販路争奪を招來するの虞れあり此際英國は産業費高の結果として競争能力を減殺し自滅するに到るの虞あり。

(ニ) 半製品の輸入は今や決して新現像にあらず鋳力業者其他は大規模の輸入を爲す事既に 30 年來輸入旺盛なれば輸出も亦旺盛なるは過去の證明する處なりと。

右は主張の一部分なりと雖も亦一斑を知るに足らん而して一方シェップフィールドの鐵鋼業自身としても多大の缺陷なきに非ず其内重なるものは (イ)其鑛爐の舊式にして經濟的ならざる事 (ロ)シェップフィールドの地理的位置が半製品供給殊に造船用鐵板供給等に多大のハンディキャツプある事等なるが鐵鋼業自身も此點に自覺し前者に對しては新式のものに改變の計畫を樹て後者の缺點より外國競争に對抗し得ざるに原因するものなるを以て夫々其専門に依つて海岸地方に鑛爐を移轉せんと計畫しつとあり要するに英國鐵鋼業不振挽回の爲めには今後解決すべき先決問題尠からずと云ふ。

耐火煉瓦と製鐵業 (大日本窯業協會雜誌33集397號雜錄八幡製鐵所技師加藤孝治君講演)耐火煉瓦と云ふ言葉は狭い意義では、蠟石製の煉瓦或は粘土製煉瓦を意味するが、廣義では蠟石煉瓦、耐火粘土製の煉瓦、硅石煉瓦、クローム煉瓦、マグネシヤ煉瓦等各種煉瓦をも意味する、私は今茲では此の廣い意義に使用することとする、鐵鋼亞鉛等の製鍊の冶金業や陶磁器硝子、セメント等を製造する窯業や瓦斯を造る化學工業等に於て火熱を取扱ふ所には必ず其用途を考へ、其性質に應じて次の耐火煉瓦の何れかを用ふ。

蠟石煉瓦 シャモット煉瓦、礬土質煉瓦 硅石煉瓦 格魯謨煉瓦、マグネシヤ煉瓦、炭素質煉瓦、アラシタム煉瓦 カーボアラシタム煉瓦

以上であるけれ共種々の熱を扱ふ工業中で製鐵事業にあつては最も多量に且つ多種類の耐火煉瓦を使用する、今外國に於ける消費の一例を示せば、製鋼爐34% 瓦斯及骸炭爐15% 鑄物及一般冶金10% 窯業10% 汽罐10% 鐵熔鑄爐 7% 加熱爐 7% 其他雜 7% 此の用途別に依ると製鋼爐、鐵の鑄鑄爐等鐵の精練に使用されるのみで40%以上に達する。此の他鋼の壓延加工の加熱爐及熔鑄爐用の骸炭爐等に直接間接に製鐵業に消費するものを加ふれば50%以上に達するのである。此の數字が正しく且つ我國でも當て嵌まるとせば、日本に於て製産する耐火煉瓦の過半数は製鐵業に消費される譯である、例へば 300噸高爐 1.200 噸、熱風爐4臺 4.400噸、10噸骸炭爐75臺 9.000 噸、50噸平爐 1.300 噸、200噸混鉄爐 1.500 噸、以上の如く要する譯である。

大正13年度の日本の鋼塊の出來高は 110萬噸であるが其れに消費せる耐火煉瓦の數量は不明であるが八幡製鐵所の例を以て推斷すると大凡は判斷できる

八幡製鐵所に於ける耐火煉瓦消費例

直接	耐火煉瓦類	耐火粉末類	計	間接其他窯業	耐火煉瓦類	耐火粉末類	計
熔鑄爐	5.800 噸	1.800 噸	7.600 噸		6.800 噸	3.600 噸	10.400 噸
製鋼爐	32.500	39.400	71.900	合計	47.400	45.600	93.000
鋼塊及鋼片 加熱爐	2.300	800	3.100	製鋼噸數			685.000
計	40.600	42.000	82.600	壓延噸數			510.000

八幡製鐵所では 685.000 噸の鋼塊を造り之れを壓延して鋼材片 510.000 噸を作るに直接に使用したのみで 82.600 噸の耐火材料を要したのである。即ち鋼材製品 1 噸に對し耐火材料約、162 噸を要した事になる。13年度日本で 110萬噸の鋼塊を熔かし鋼材90萬噸を壓延して居る。八幡製鐵所以外の各製鐵所では製鋼方法相異の關係から耐火粉末類の使用は八幡製鐵所とは異なるかも知れぬが耐火煉瓦は同じ割合で消費されると考へても大差ない、日本に於て直接製鐵事業に消費せる耐火材料數量は

	耐火煉瓦類	耐火粉末類	計
八幡製鐵所	40.600 噸	42.000 噸	82.600 噸
其他製鐵事業	29.100	23.000	52.100
計	69.700	65.000	134.700

耐火煉瓦の「耐火」と云ふ言葉の意義は絶対に堪ふると云ふにあらずして、窯爐に築造に使用して其の操作する熱に堪へその目的を達し得ると云ふ意味である。然らば硫酸工場の燒鑄爐に使用される燒過赤煉瓦も耐火煉瓦なりやと云ふに之れは耐火煉瓦の中に加へない「ゼーゲル」三角錐26番以上の熱に堪ゆるものを、耐火煉瓦と云ふのである。現今日本で製造される耐火煉瓦も耐火度の上から分けて見ると (1) 26番以上29番以下 (2) 30番以上33番以下 (3) 34番以上 而して (1)の部のものは需要者の方で餘り注文しない (2)部のものは最も需要多く多量に製造され原料なる耐火粘土、硅石等も比較的豊富に有るが (3)部のものになると原料が不足で思はしくないのみならず原料の燒締りの温度が高いために煉瓦として燒く時に高熱を必要とするので製造容易でない、従つて價格が高いから特別に高熱落

作を必要とする特殊の窯爐以外には使用されない、今各種の窯爐に於て工業的に必要とする熱度を調べて見ると。

銑熔鑛爐 1.600°C 熔銑の溫度 1.350°C 製鋼爐 1.650—1.700°C 熔鋼溫度 1.600°C 坩堝鋼爐 1.670—1.700°C 電氣製鋼爐 1.670—1.700°C 鋼塊加熱爐 1.500°C 駭炭爐 1.350°C ボイラー 1.250°C マグネシヤ燒結爐 1.650°C グラス槽窯 1.350°C 磁器窯 1.500°C である。是れで見ると鋼を熔かす爐がありふれた爐の中では一番熱が高い、是れ等の各窯爐に使用せらるゝ煉瓦の種類は熔鑛爐にはシヤモツト煉瓦、平爐には珪石煉瓦で煉瓦の耐火度は次の如きものと見て差聞ないだらう

	セーゲル	攝氏溫度			
1 蠟石煉瓦	29—33	1.650—1.730	5 格魯謨煉瓦	34—以上	1.750以上
2 シヤモツト	29—33	— —	6 マグネシヤ	35—	1.770
3 礬土質	34—以上	1.750以上	7 炭素	35—	1.770
4 珪石	32—33	1.710—1.730	8 アランダム	36—	1.790
			9 カーボランダム	36—	1.790

單に耐火度の上よりのみ云へば(8)(9)を除き他は天然産の原料のみを以て製造し得られる。耐火煉瓦は單に耐火度のみ強くて「耐火性」乏しければ耐火煉瓦としての使命を全くする事が出来ない、耐火煉瓦を窯爐に實際使用した場合に膨脹收縮の甚しきものや、熱の急變ある場合に甚だしく龜裂の生ずるものや、瓦斯や焰や爐の内容物の磨摩及侵蝕に堪へ難いものなどは耐火度は如何に高くとも耐火煉瓦としては完全なものでない、是等の性質は耐火煉瓦製造の場合に其原料や製造法即ち粉碎及熱の處理法如何に依つて、即ち技術になつて或る程度迄は調整する事が出来るが、然し同一煉瓦で何れの性質をも具備して居ると云ふ様なものは造る事が出来ない、次に耐火煉瓦の原料として一般使用される代表的のものは

蠟石類(岡山、廣島、山口、長野) 尾張粘土(愛知) 伊賀粘土(三重) 磐城粘土(福島) 復州粘土(南滿洲) 博山粘土(山東省) 赤白珪石(兵庫、大分) 旅順、大連珪石(關東州) 大石橋マグネサイト(南滿洲) 大連共灰石(關東州) 苦灰石(大分、東京附近、栃木) クローム鐵鑛(鳥取、岡山、静岡、福岡北海道)

日本に於ける鋼材の需要供給の關係はどんな具合かと我國の需要は國運の發展に伴ふて、10年毎に約倍増加する狀況であつて。明治29年には 258,000 噸 明治39年には 582,000 噸 大正5年 1,170,000 噸 大正14年 1,700,000 噸の如くであつて、前年度の我國鋼材の需要高は約160萬噸以上であるが其内内地生産が $\frac{1}{2}$ 生産して居る。若し全部を製造したとすれば其れに要する耐火煉瓦は14萬噸、耐火粉末は13萬噸、合計 27 萬噸の耐火材料を要すべきである。故に製鐵事業が發展し本邦に於て自給自足の域に達する様になれば耐火煉瓦及び耐火材料の需要は益々増大する事は明かである。故に此時に際し耐火煉瓦製造者は濫りに粗製濫造して暴利をむさぼるが如きは深く慎むべき事である、優良なる材料を安價に提供する様に勉めなければならない。現在或種の煉瓦は外國品を輸入した方が割安の場合がある。本年(十四年)の夏に神戸川崎造船所葺合工場で奥太利のステリヤから購入したマグネシヤ煉瓦は神戸着の

7圓08錢であつた。居ヶ崎で出来るマグネシヤ煉瓦は矢張り7圓以上する。此に於て吾人耐火煉瓦製造者は大に考へなければならぬ。

耐火煉瓦製造者が從來使用し來つた各種原料に就て充分其性質を研究すべきは勿論なるが茲に忽にしてならぬ事は未発見の新材料の探索である。八幡製鐵所では熔鑛爐煉瓦は従前は磐城粘土を使用して居たが黒田技師視察の際に山東省博山炭田で一種の頁岩を見付け是れを輸入し復州粘土を調合して優良なる熔鑛爐用煉瓦を製造するを得た。而かも生産費は從來に比し40%を節約するを得たのである。前述の如くに我國の鐵の需要の全額を我國で作つたとすれば製鐵業丈で27萬噸の耐火材料を要する譯であつて其原料として30萬噸以上を要する故に新材料の探索は必要である、從て將來窯業者殊に耐火煉瓦製造者は窯業技術家であると同時に岩石地質學者でななければならぬと思ふ。

終りに臨んで耐火煉瓦使用上に就て注意すべき點を述べたい (1) 使用者が煉瓦を購入する時には良く焼いた煉瓦を購入する事。(2) 煉瓦の形は成るべく簡單にして並形に近き形を注文する事。(3) 雨や濕氣に晒されて濕めらない様に貯藏する事。(4) 煉瓦積の時は成るべく目地を薄くする事。(5) 目地は充分に行き渡つて隙間ない様に努むる事。(6) モルタルは煉瓦と同一性のものを使用する事。(7) 相當の膨脹を考へてやる事。(8) 充分に且つ徐々に乾燥する事。

米國製軌條毀損問題に就て 「ニューヨーク二月三日發國際」昨年來日本に於ては米國製の鐵道軌條が歐洲製に比較すると品質甚だ劣るので、今後一切歐洲の軌條を使用するに決定したとの報道あり、其後右報道は日本鐵道當局に依つて全く誤解より生じたものであると打消されたが今回米國アイアン・エンド・スチール・インスチテュート社長イー・エツチ・ゲーリー氏は右問題に關し米國製鐵業者を代表して左の如く語つた。

東京から接受された最初の報道は米國製軌條の品質に就き非難して居るやうに思はれたが、其後右報道は或程度迄日本鐵道當局に依つて打消された、一體日本の所謂軌條なるものは凡てベスメル鋼から製作されたものであつて、これは今から約18年乃至20年前ベスメル製鋼法が單に米國のみならず歐洲に於ても唯一の製鋼法なりとせられて居た時代に日本に輸入されたものである、故にベスメル法が廢止された後採用さるゝに至つた平爐法(オープン・ハース・プロセス)に依る軌條に對しては今迄絶對に非難を加へらるゝが如きことは無かつたものと確信して居る。

それのみならず今回問題となつた軌條は1907年若くはそれ以前に製作されたもので重量の如きも1碼が僅60封度に過ぎなかつたが其後交通頻繁となり車輛の重量も亦増加して來た爲め之れに代ふるにもつと重い軌條を使用する必要が生じ現に米國に於ては1碼90乃至130封度又は其以上の軌條を一般に使用して居る次第である平爐法に依る重軌條は名ある米國の多數工業會社の仕様書に依つて製作せられたもので、多年米國其他諸國に於て實地に使用したる結果他の何れの方法に依る軌條よりも優良なることが既に證明せられて居る、

而して過去2、3年間に米國から外國に輸出された平爐製の軌條は50萬噸以上に達し日本からも本月

初旬注文があつたが此の外過去2ヶ年間に亘つて幾度も注文を受けて居る、と

製鐵業獎勵法案 政府は製鐵業獎勵改正法律案を10日衆議院に提出したが其の全文左の如し

第一條 一の場所に於て1年3萬5,000噸以上の製鉄能力及1年3萬5,000噸以上の製鋼能力を有する設備を以て營む製鐵事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す

第二條 主務官廳の認可を受け一定の期間内に前條に規定する設備を新設したる製鐵事業者には設備完成の年及其の翌年より十五年間其の設備を以て營む製鐵事業に付營業稅、營業收益稅及所得稅を免除す

前項の製鐵事業者其の設備完成前其の設備の一部を以て製鐵事業を營む場合に於ても其事業に付營業稅、營業收益稅及所得稅を免除す但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

第三條 第一條の規定に該當せざる設備を以て製鐵事業を營む者主務官廳の認可を受け一定の期間内に第一條の規定に該當するに至るべき設備を増設したるときは其の増設したる設備を以て營む製鐵事業に付前條の規定を準用す

第一條に規定する設備を以て製鐵事業を營む者作業上必要なる場合に於て主務官廳の認可を受け一定の期間内に其の場所に於て製鉄又は製鋼の設備を増設したるとき亦前項に同じ

第四條 主務官廳の認可を受け一定の期間内に一の場所に於て1年5,250噸以上の製鋼能力を有する設備を新設したる鍛鋼品又は鑄鋼品製造事業者に付ては第二條の規定を準用す

主務官廳の認可を受け一定の期間内に一の場所に於て1年2,500噸以上の製鉄能力又は製鋼能力を有する設備を新設したる低磷鉄製造業者、坩堝製鋼事業者及電氣製鐵事業者に付亦前項に同じ

第五條 第一條乃至前條に規定する製鐵事業の範圍は勅令を以て之を定む

第六條 製鐵の事業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前事業者が本法に依る營業稅、營業收益稅及所得稅免除期間内に在るときは其の期間を繼承す

第七條 北海道、府縣及市町村其の他之に準すべきものは本法に依り營業稅、營業收益稅及所得稅を免除せられたる製鐵事業者に對し其の免除せられたる部分に相當する資本金額、従業者、營業用の工作物若は物件、使用動力又は収入を標準として課稅することを得ず但し市町村其の他之に準すべきものにして特別の事情に基き主務官廳の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 製鐵事業者左の各號の一に該當する場合に於ては政府は命令の定むる所に依り其の製鐵事業者に對し獎勵金を交付することを得

一、第一條に規定する設備を以て製鐵事業を營むとき

二、主務官廳の認可を受け一定の期間内に第一條に規定する設備を完成するに至るべきとき

三、二以上の製鐵事業者の事業にして主務官廳に於て其の作業の狀況に依り第一條に規定する製鐵

事業に準すべきものと認めたるとき

第九條 帝國內に於て製造したる鋼材が船舶の建造又は修繕に使用せられる場合に於ては政府は命令の定むる所に依り其の鋼材の製造者に對し獎勵金を交付することを得

第十條 詐欺の行爲を以て前二條の獎勵金の交付を受けたる者に對しては其の金額を償還せしむ第八條の獎勵金の交付を受けたる者、本法に基きて發する命令又は交付の條件に違反したるときは其の金額を償還せしむることを得

前三項の規定に依る償還金は國稅滯納處分の例に依り之を徵收することを得但し先取特權の順位は國稅に次ぐものとす

第十一條 第一條に規定する製鐵事業の爲必要なる器具、機械其の他の材料を主務官廳の認可を受け輸入するときは本法施行の日より15年間命令の定むる所に依り輸入税を免除す

第十二條 本法に依り認可を受けたる事項を變更せむとするときは主務官廳の認可を受くべし

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行の際現に土地收用法の適用を受け又は輸入税の免除を受くることを得べき製鐵事業にして第一條の規定に該當せざるものに付ては本法施行後5年間仍從前の例に依る

本法施行の際現に營業税及所得税の免除を受くることを得べき製鐵事業に付ては仍從前の例に依る但し從前の規定に於て開業の年又は能力増加の年及其の翌年より10年間とあるは之を開業の年又は能力増加の年及其の翌年より15年間とし營業税とあるは營業税及營業收益税とす

八幡製鐵所生産の軌條強度試験計畫 最近列車事故の頻發についてその原因の一つに列車の速度が早くなり、重量もふえ、運轉回数も増加してレールが破損し易く、レールの故障から3回に1回はきつと大きな事故を引起こしてゐるのに鑑み鐵道省のレールの大部分を供給してゐる八幡製鐵所では事故を起さぬ成るだけ減らぬレールの製作に力癩を入れ、摩滅試験、墜落試験、エツキス光線試験等をやつてゐたがこれだけでは不十分だといふので、今度進行中の列車の車輪とレールと接觸する刹那レールにどれだけの目方がかかるかを大規模な裝置で試験することとなり、製鐵所構内で列車を編成しこれを進行せしめカーブ、勾配その他における瞬間のレールの負擔を調査研究することになつた

(八幡發)

八幡製鐵所滿俺鑛石調査 八幡製鐵所が製鋼作業の脱酸用に使ふ滿俺は1ヶ年約5萬トンに達してゐるが近年産地である支那方面が動亂などのためにたえず脅かされ、南洋ジョホールも石原洋行がまだ事業端緒のため思はしい生産がなく鋼材の増産計畫上該鑛石も多量必要上製鐵所に於て目下製鐵所技師田上禎助調査部技師熊丸徹の兩氏を南洋方面に急派し3ヶ月の豫定でジョホールからボルネオ、スマトラ方面に滿俺鑛調査中の由

珪素鋼板狀況 八幡製鐵所で始めて計畫した珪素鋼板工場は製作着手以來かなりの成績をあげす

にモーター用鋼板は試験時代はすぎて、各方面から注文を引受けることになつたが更に製作至難と目されてゐた變壓機用鋼板をこの程製作し近く見本として各需要者に送付し試験を受けることになつた、それが好評となれば1ヶ年1萬噸餘の輸入を見てゐる硅素鋼板は我國において全部製作し得ることとなるわけである又來年度にはロール1對増設することゝなつてゐるのでこれが完成すれば初期の計畫を完了するはすで能率は1ヶ年2,000噸の硅素鋼板と7,500噸のブラックシートを製作し得ることゝなる

政府製鐵所經營答辯書 政府は16日附を以て代議士岡田伊太郎氏外一名の提出に係る、製鐵所の經營に關する再質問に對し左の答辯書を提出した

一、製鐵所は純然たる民間營利の會社に非ざるを以て、その益金の固定資本金、据置運轉資金及び同補足金の總額に對する割合のみに依り同所の事業成績を判定することの當否に就ては議論あるべきも政府としては常に同所の事業經營の改善進歩を圖ることを怠らず、今回提案せる製鐵所特別會計法案の如きも、同所の事業經營を成るべく民間會社と同一基礎に置き、損益の計算の根據を明かならしめ同所の事業經營を歩一步改善せんとするの趣旨に外ならず、尙ほ製鐵所の成績と今回の關稅の改正とは何等關係する所なし

二、大正13年の鉄鐵及び各種鋼材の應當り平均生産原價は公示し難し、その平均販賣價格は別紙の通り

鋼塊	円 66.942	型钢	円 122.140	線材及製釘材	円 117.512
鋼片	74.874	鋼板	125.904	外輪	298.133
重軌條	107.010	亞鉛引鋼板	218.107		
棒鋼	118.024	鋳力板	283.092		

二月中の英國製鐵生産高 (ロンドン13日發電國際)英國鐵鋼聯合會の調査によれば2月中の英國鉄鐵及鋼塊生産高は左の通りである(單位トン)

	鉄鐵	鋼塊及鑄鋼	2ヶ月間累計	1.036	1.340
2月	502	704	昨年同期累計	1.103	1.251
昨年2月	534	646	1昨年同期累計	1.249	1.461

重要鑛物生産額 商工省鑛山局調査本年1月中に於ける全國重要鑛山の鑛産額は石油石炭硫黃を除く外悉く増額を示して居る即ち左の如し(△印は減)

	1月中産額	前年同期比割合	鐵	6.723佛噸	8割6分2厘
金	191.216匁	1割6分3厘	石炭	2,385.049佛噸	△4分1厘
銀	2,684.019匁	9分7厘	石油	3.015佛噸	△1割5分4厘
銅	7,827.066斤	1分9厘			

鐵類分拆法統一計畫 刑事問題まで惹き起こして紛糾してゐる川崎對大倉の鉄鐵係争問題の原因は實に双方の分析方法の相異によるもので、これがため隣、硫黃等の含有物が二種の分析結果を表す等現在日本における鐵の分析方法が統一せぬ以上かうした問題は屢々繰かへされるといふので、政府

では今回の係争に鑑み鐵の分析法を統一するため規畫を定めることになり數日前第1回調査委員會を開き八幡製鐵所から長谷川檢定課長出席したが、鐵の含有物である炭素、シリコン、マンガン、磷、硫黄、タングステン等について分析規畫を定め、一つのスタンダードを作る筈で大體において現在製鐵所の分析方法を基準にする模様である（八幡發）

製鐵生産數量 八幡製鐵所大正15年度の生産豫定數量は特種鋼を除き大體左の通り決定した。

單位トン

△軌條物	7.300	棒	17.500	△線材物	7.200
棒	480	△小型物	600	△第一厚板鋼板	43.800
△大型物	21.500	棒	24.360	第二厚板鋼板	36.000
棒	4.500	△第二小型物	600	△中板鋼板	21.000
△第二第三大型物	18.400	棒	21.600	△薄板	11.000
棒	3.600	△第三小型物	3.800	△波板	6.000
△第一中型物	20.900	棒	43.800		

製鐵市場在庫月報

大正15年2月28日現在

(三菱商事株式會社金屬部)

市場	持主			合計	前月比較	市場	持主			合計	前月比較
	製産筋	間屋筋	消費筋				製産筋	間屋筋	消費筋		
東京	2.023	5.475	5.145	12.643	-6.405	大連	29.934	6.322	870	37.126	-
横濱	-	-	5.690	5.690	-90	函館	-	45	76	121	-
名古屋	-	2.623	2.900	5.523	-390	釜石	10.227	-	-	10.227	+1.175
大阪	-	12.050	10.500	22.550	-350	室蘭	18.668	-	-	18.668	+1.771
神戸	-	2.100	49.870	51.970	-2.740	兼二浦	21.571	-	-	21.571	+8.494
阪神	1.533	-	-	1.533	-874	計	83.956	29.693	80.163	193.812	+4.704
長崎	-	32	237	269	-55	前月比較	10.087	-3.378	-2.005	+4.704	-
門司	-	1.046	4.875	5.921	+4.164						

銑鐵市場在荷品種別表

(概數)

大正15年2月28日現在(單位噸)

三菱商事株式會社金屬部

品名	種別	大正15年2月28日現在(單位噸)					三菱商事株式會社金屬部			合計	増	減
		京濱	名古屋	阪神	九州	滿鮮	北海道	其他				
兼二	浦石	1.560	853	4,840	90	21.571	-	-	28.922	-	60	
釜石	西陽	993	430	300	100	-	-	10.227	12.050	+	422	
漢東	鐵山	4.695	1,600	1,350	80	-	18.703	-	26.428	+	1,131	
鞍本	湖	-	80	630	32	-	-	-	743	-	179	
仙大	人暮	-	-	256	-	-	-	-	256	-	-	
Cleveland		1.740	820	4,030	1,050	32.571	-	-	40.211	+	805	
hematite		660	550	34,327	745	3,805	-	-	40.087	-	527	
Burn		80	-	-	-	-	-	-	80	-	-	
Swedish		-	-	-	100	-	-	-	100	+	100	
Bengal		340	120	50	10	-	-	-	520	+	150	
Tata		700	-	-	-	-	-	-	700	+	700	
雜計		885	800	2,150	1,770	530	-	-	6,135	+	1,885	
合增		-	-	200	44	-	-	-	244	+	150	
		170	20	2,300	193	-	-	-	2,683	+	923	
		980	-	1,770	1,100	-	-	-	19,780	-	315	
		6,230	250	7,220	868	220	86	-	14,874	-	180	
		18,333	5,523	76,053	6,190	58,697	18,789	10,227	193,812	-	-	
		-6,495	-390	-3,960	+4,109	+8,494	+1,771	+1,175	+4,704	-	-	